

おわりに

第5回目となる今回の犯罪被害実態（暗数）調査は、前回（第4回）調査から7年が経過したものの、犯罪被害実態調査に対する理解や期待の高まりを背景に実施することができ、調査方法についても、第3回調査と同様、標本数を6,000人とした上で、訪問調査員による聴き取り方式を基本とすることができた。前回（第4回）調査においては、郵送調査を採用したことから、各質問に対して無回答が多く、分析に当たって一定の困難を生じた上、第3回までの調査方法と大きく異なることによって経年比較にも留保が付いた形となり、今回の調査で調査方法を第3回までと同様のものに戻すことができたことは、データの信用性向上に資するものとして好ましいことであったと思われる。

とは言え、同じ内容の調査をただ継続すれば良いというものでもなく、法務総合研究所が行う調査として、一定の社会的ニーズを反映させたものでなければならないとの考えから、今回は新たにストーカー行為、DV及び児童虐待を調査対象被害類型に含めることとした。また、性的な被害については、平成29年刑法改正を受け、質問項目に変更を加えるなどした。調査準備に当たり、被害者団体関係者等からも貴重な御意見を頂き、自記式回答について回答用紙を調査員に渡す方法に加え、新たに郵送又はインターネットでの提出も選択できるようにしたり、被害者が被害体験を思い出してつらい思いをした場合に備え、支援機関の連絡先等を記入した書面を交付したりする対応も行った。改めて御礼申し上げる。

本報告書冒頭でも記したように、英米においては、犯罪動向を示す指標として、警察等機関によって集計された認知件数に加え、犯罪被害実態（暗数）調査の数値が、いわば犯罪統計の両輪として、お互いを補い合う形で利用されている。もちろん、犯罪被害実態（暗数）調査は、標本誤差等、社会（アンケート）調査特有の限界を有することや、薬物事件等被害者のいない犯罪や、殺人事件等被害者自身が回答できない犯罪に関する統計を得ることはできないことなどに留意する必要がある。犯罪動向を知るためには、やはり認知件数等の公的な統計と、犯罪被害実態（暗数）調査に基づく数値を上手に組み合わせて利用することが望まれる。また、犯罪被害実態（暗数）調査は、他のアンケート調査のほとんどがそうであるように、単純集計された数値だけを見ても、それ自体が意味を持つことは少ない。数値を、一定の基準の中で評価したり、他の数値と比較したりすることにより初めて意味を持つものとなる。また、同種調査を定期的に実施できれば、結果の経年比較が可能であるし、各国で同種調査が実施されている

場合は国際比較をすることも可能となる。本報告書においても一部試みたように、結果として得られた数値（データ）を使用し、変数ごとのクロス集計を行ったり、多変量解析を行ったりすることにより、例えば犯罪に対する不安を喚起する要因を分析するなどの糸口とすることも考えられ、このような各種分析のための基礎データを提供する意義も大きいものと思われる。そのような見地から、本報告書も、基本的には第1回から第4回調査までの形式を踏襲したものとなっている。

今回の調査において、幾つかの罪種において犯罪被害率のばらつきが見られる一方で、我が国の犯罪被害率は決して高くなっていないことが明らかになった。また、犯罪に対する不安が改善しつつあるが、他方、犯罪被害の申告率が高くないものが多くあることが認められた。しかし、本調査結果からだけでは、原因を推測できても、正しい分析はできない。認知件数等の公的統計と併せた犯罪動向の真相に近づくためにも、経年比較が不可欠であるため、やはり犯罪被害実態（暗数）調査は継続的に実施することが必要である。もっとも、新たな質問項目として付加したストーカー行為、DV及び児童虐待等については、今回の結果を踏まえ、質問方法の妥当性や継続の必要性等につき検討する必要がある。

また、時代とともに回収率の低下が指摘されており、時代に合わせた調査方法の在り方も検討課題である。犯罪被害実態（暗数）調査は、我が国の国民を母集団とするサンプル調査であるため、調査結果から国民全体を推定できるサンプルを得られるよう実施する必要がある。一定の調査方法及び規模を保ちつつどのように調査を継続していくことが可能か、法務総合研究所として引き続き検討していくこととしたい。